

○休業日等

・関係法令等

- (1) 学校教育法施行令 第29条
- (2) 学校教育法施行規則 第61条 第63条 第79条

<参考>会津若松市公立小・中学校管理規則

第8条 学校の休業日は、法令に定めるものを除くほか、次のとおりとする。

- ① 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
- ② 夏季休業日 7月21日から8月24日まで
- ③ 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- ④ 学年末休業日 3月24日から3月31日まで
- ⑤ 教育委員会が定める「特別休業日」

・特別休業日承認申請

- (1) 様式について特に定められていない場合は、地教委の指示による。
- (2) 提出部数、提出時期等についても地教委の指示による。

<参考>会津若松市公立小・中学校管理規則

第8条2 校長は、前項に定めるもののほか、特に休業を必要と認めるときは、あらかじめ**特別休業日承認申請書（第4号様式）**を教育長に提出し、その承認を受けて休業することができる。

・夏季休業日繰替許可申請

- (1) 様式について特に定められていない場合は、地教委の指示による。
- (2) 提出部数、提出時期等についても地教委の指示による。

<参考>郡山市立小・中学校管理規則

第10条の2

3 校長は、冬期間において、冬季休業日以外に休業を必要とするときは、教育委員会の許可を受けて14日を超えない範囲内で夏季休業日と繰り替えて休業することができる。

・冬季繰替休業日届

- (1) 「**夏季休業日繰替許可申請**」によって許可を受けた場合、冬季休業日の前に提出すること。
- (2) 様式について特に定められていない場合は、地教委の指示による。
- (3) 提出部数、提出時期等についても地教委の指示による。

<参考>郡山市立小・中学校管理規則

第10条の2

3 校長は、冬期間において、冬季休業日以外に休業を必要とするときは、教育委員会の許可を受けて14日を超えない範囲内で夏季休業日と繰り替えて休業することができる。

・繰替授業届

- (1) 教職員の「週休日の振替届」を同時に提出する。学校では、「**週休日の振替・4時間の勤務時間の割り振りの変更簿（様式1）**」を作成する。

※本手引の『勤務』⇒『週休日の振替等』⇒『記入例【週休日の振替変更簿】』を参照

- (2) 様式について特に定められていない場合は、地教委の指示による。
- (3) 提出部数、提出時期等についても地教委の指示による。

<参考>会津若松市立小・中学校管理規則

第8条3 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるため休業日と繰り替えて授業を行うおうとするときは、あらかじめ**繰替授業届（第5号様式）**を教育長に提出しなければならない。

・臨時休業届

- (1) 様式について特に定められていない場合は、地教委の指示による。
- (2) 提出部数、提出時期等についても地教委の指示による。

＜参考＞学校教育法施行規則

第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。

第79条 ……（前略）……第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

＜参考＞郡山市立小・中学校管理規則

第11条 非常変災その他急迫の事情により臨時に授業を行わなかったときは、校長は次に掲げる事項を具して教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わない期間
- (2) 理由
- (3) 措置
- (4) その他必要な事

・臨時休業届の事務処理(非常変災の場合)

時 期	処 理 内 容
状況把握	事態を正確に把握・確認する
決 定	臨時休業を決定する
連 絡	臨時休業の措置をとる旨を地教委に電話連絡をする
趣旨徹底	全員に臨時休業の趣旨を徹底する
実 施	実施
届書の作成 ・提出	「臨時休業届」を作成し、地教委へ提出する

※伝染病・食中毒の場合 本手引の『災害事故』を参照

以 下 余 白